

今年
8月から

低所得者を施設から閉め出す

介護保険「補足給付」の改悪撤回を

2021
選挙に
行こう

7/19
民医連新聞
第1741号

図1 施設入居者の食費負担と収入要件 赤字が変更点

補足給付段階	収入要件			利用者数(2019・3)
	現行	見直し後	負担月額	
第1段階	生活保護被保護者等	現行どおり	2.6万円(変更なし)	3.1万人
第2段階	世帯全員が市町村 民税非課税本人年 収80万円以下	現行どおり	4.0万円(変更なし)	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村 民税非課税本人年 収80万円超	第3段階①	①本人年金収入80 万超120万円以下	31.4万人
		第3段階②	②本人年金収入 120万円超	

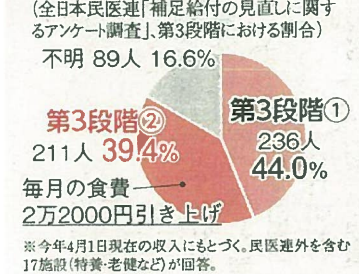
※第89回厚労省介護保険部会(2019年12月27日)より作成(図3・4も同じ)。数字は四捨五入
※上記は特養多床室の場合の居住費・食費・利用料・介護保険料の負担合計額

補足給付とは、施設入居者の食費・居住費は、もともと介護保険の給付に含まれていました。しかし国は2005年、「ホテル宿泊時と同様に払うべき」と改悪を実施し、全額自己負担としました。このときに負担があまりに大きいことから、低所得者である住民税非課税世帯の負担軽減策として導入されたのが補足給付です。

ところが、この低所得者対策を縮小するのですから、矛盾は深刻です。

8月より、介護保険の「補足給付」が改悪されます。全日本民医連は5月27日、「補足給付の見直し」の中止を求める団体署名(以下「団体署名」)940通を厚生労働省に提出し、記者会見。民医連としてとりくんだ「補足給付の見直しに関するアンケート調査」(以下「調査」)の結果もしめし、改悪の撤回・中止を求めました。(多田重正記者)

図2 施設入所者 食費2万2000円増が4割も



川本さん

前述の調査では、民医連以外の施設を含む17施設(特別養護老人ホーム9、老人保健施設8)が回答。第3段階②は、第3段階①より3段階②は、第3段階①より6人中211人(39・4%)が該当することが判明しました(図2)。

「一年間に換算すれば、26万4000円の負担増。これは非常に大きい。とてもまかなえないとの声があがっている」と語るのは、ちどり福祉会(福岡市)の特別養護老人ホーム「いきいき八田」の事務長、川本正己さんです。入居の申し込みをためらい、「待機者にすらならない」要介護者が続出する危険すらあります。

補足給付の改悪は、主に2つあります。第1に、食費の負担増です。介護保険加入者の収入は8段階に区分されています。第1〜3段階までが補足給付の対象で、本人・家族全員が住民税非課税の世帯です。今回の改悪では第3段階をわざわざ2つに分け、第3段階②(本人の年金収入120万円超)の食費負担を大幅に増やします。施設入居者の場合、月額5万9000円から8万2000円へと、実に2万2000円も跳ね上がります(図1)。

図3 短期入所(ショートステイ)の食費負担と収入要件

補足給付段階	収入要件			受給者数
	現行	見直し後	負担月額	
第1段階	300円	第1段階 300円	現行どおり	0.6万人
第2段階	390円	第2段階 600円	+210円	2.8万人
第3段階	650円	第3段階① 1000円	+350円	5.7万人
		第3段階② 1300円	+650円	

「本人1000万円以下」という基準でしたが、8月から本人の要件が厳しくなります。第2段階で650万円以下、第3段階①で550万円以下、第3段階②で500万円以下に引き下げられます(図4)。

ちどり福祉会の調査では、2つの特養で第3段階48人、第2段階13人のうち、それぞれ9人、1人が資産要件の改悪により補足給付の対象からはずされる可能性が高いことがわかりました。「補足給付の対象から外れたら、ひと月あたり3万5000〜6万9000円」

第2に、資産要件です。これまで預貯金などの残高が「本人1000万円以下」(夫婦で2000万円以下)という基準でしたが、8月から本人の要件が厳しくなります。第2段階で650万円以下、第3段階①で550万円以下、第3段階②で500万円以下に引き下げられます(図4)。



「資産要件の導入にくわえて、世帯分離しても、配偶者が課税なら補足給付が受けられないという改悪も実施されたため、離婚した夫婦が民医連として把握しているだけでも2件あった」

さらに、全日本民医連事務局次長の林泰則さんは、次のように語ります。

「資産要件は2014年の介護保険法改悪で導入されたものです。銀行の預貯金はもちろん「タンス預金」まで申告が必要となりました。通帳のコピー提出まで求められ、ケアマネジャーなど介護事業所の職員がコピーをとらなければならぬ例も発生し、現場に混乱をもたらしました。」

「資産要件は2014年の介護保険法改悪で導入されたものです。銀行の預貯金はもちろん「タンス預金」まで申告が必要となりました。通帳のコピー提出まで求められ、ケアマネジャーなど介護事業所の職員がコピーをとらなければならぬ例も発生し、現場に混乱をもたらしました。」

はまることになったと川本さんは。短期間の施設入所(ショートステイ)でも、第2段階〜第3段階②まで食費負担が増え、1日あたり210〜650円の増額となります(図3)。

林さん

図4 資産要件(本人) 赤字が変更点

補足給付段階	資産要件	
	現行	見直し後
第1段階	1000万円以下	1000万円以下
第2段階	1000万円以下	650万円以下
第3段階	1000万円以下	第3段階① 550万円以下
		第3段階② 500万円以下

資産要件 対象を狭めて 給付から除外

利用者・家族から 怒りと不安の声

今回の改悪に、調査では利用者・家族から「見直しがあることを知らなかった」「少ない年金の中から何とかやりくりをしていまして、見直しをもう一度検討していただきたい」「自分たちの商売もうまくいっていないのに、母（入居者）に対していつまで支援できるかわかりません」などの怒りと不安の声が（表）。

なぜこんな改悪が行われるのか。厚生労働省は、居宅サービス利用者や、助成（補足給付）を受けていない施設利用者との「公平性」を理由にあげています。しかし補足給付の対象は、住民税非課税世帯です。「低所得者向けの軽減策を縮小する根拠にはなりません」と林さん。「しかも今はコロナ禍で、家族の支援も難しくなっています」。

林さんは補足給付の改悪にあたり、「国が施設入居者の負担能力をまともに検証した形跡はない」と指摘します。「たとえば第3段階の食費は、月2万2000円もあがります。私は、厚労省との交渉の席で『入居者の負担能力を検証したのか』と聞きました。しかし同省の官僚からは『検証したが、検証不足の点が多く、公表できな

くなっていました。コロナ以前に決められた補足給付の改悪を強行するのは言語道断です」と力を込めます。

全財産を吐き出させること

国のねらいは

資産要件の改悪についても厚労省は「介護保険三施設（※）では約98%の入居者が15年以内に退所している」「介護保険三施設の本人支出額の平均と年金収入を比較し、補足給付を受けながら本人の年金収入で15年入所することができない水準とする」と説明（同省社会保障審議会介護保険部会、2019年12月16日）しています。つまり「全財産を吐き出せ」というのが国のねらいです。「お金がないところには『入居者も死ぬでしょ』ということ。介護を受ける権利・人権を無視している」と川本さんは憤ります。

②も、第4段階の平均負担額との差の半分を増やすという以上の000円の食費負担増（第3段階）

表 補足給付の改悪に寄せられた 入居者・家族の声（抜粋）

- 見直しがあることを知らなかった。負担が多くなると大変になる(特養)。
- 改定となると父も影響を受けます。貯金はありません。反対です(特養)。
- 少ない年金の中から何とかやりくりをしています。今回の見直しをもう一度検討していただきたい(老健)。
- 数千円の値上げだったらしょうがないと思うが、2万2千円もあがるのは納得できない(特養)。
- 一番弱いところから取るのはやめてください。あと数年の命ですが、どこにも行けず1日1日を過ごす楽しみは食べることで(特養)。
- えらいこちゃ…自分たちの商売もうまくいっていないのに、母に対していつまで支援できるかわかりません(老健)。
- 補足給付の見直しに反対します。政府のやり方はひどいですね。課税世帯から非課税世帯になり、やっと葬式の費用100万円がたまったところです(特養)。
- コロナ禍で自分たちの収入も減っていて、この先が不安なのに、今、親の負担が増えるとなると生活ができなくなってしま(特養)。

出典:図2に同じ

医療現場にも影響必至 「14年改悪前に戻せ」の声を

補足給付の改悪は、高齢者施設だけでなく、医療現場に通じる問題でもあります。厚労省によれば、老健が受け入れている入居者の51%が病院からの紹介です。補足給付の縮小で食費が増えたり、補足給付が受けられない人が増えれば、退院先が見つけられない患者が増える事態も懸念されます。

「今後、増えた請求金額を見て、びっくりする施設入居者が続出すると思います。具体的な事例をもとに、今回の改悪を即刻取りやめることを引き続き求めることにも、少なくとも資産要件などを導入する2014年の改悪以前の条件に戻せという声をあげていきましょう」

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（病院・診療所の介護療養病床）のこと。2018年に始まった介護医療院も含む。

第15回学連交へ

③

コロナ禍の緊急事態宣言下においても、人びとが日常生活を送るために欠かせない仕事を担っている人は「エッセンシャルワーカー」と呼ばれています。医療・介護・福祉に携わる医療従事者は過酷な状況が長期化するなか、心が折れそうになりながらも、「多職種協同」「共同組織の協力」「全国の民医連仲間

も困難を乗り越えてきました。また、国や行政の的外れな対策に対し要望や中止の声をあげ、連日テレビや新聞に取り上げられてきました。今回の学連交には、困難な中でも「いのちを守る」「人権を

コロナ禍での実践 全国のとりのくみを活かに

の励ましや支援」を得て、何度

北から 南から



【東京発】52回 談会を行いました。障がい者が来場。障がい者

平和ゼミナ

【広島発】6

和ゼミナールを 講師は事前課題 『民医連の綱領 民医連が社保平 のようにとりのく

団体署名に

【兵庫発】介 付の見直しの中 団体署名への入所施設を持つ 社会福祉法人の 週末にはさ 同の返信が寄 補足給付の

す。「低所得者

通信募集 文書に写真を添え、氏名、事業所名、連絡先を明記、min-shinbun@min-iren.gr.jpへ。通信の採用は掲載をもって代えさせていただきます

